

社会 保 障 審 議 会 (第 17 回)

平成 17 年 9 月 21 日 (水)

13:00~15:00

厚生労働省 省議室 (9階)

議 事 次 第

○ 議 事

1. 部会の設置について
2. 平成 18 年度厚生労働省予算概算要求の概要等
3. 社会保障の一体的見直しを巡る最近の状況
4. その他

[配付資料]

- 資料 1-1 医療観察法部会 (仮称) の設置について
- 資料 1-2 社会保障審議会運営規則の改正
- 資料 2-1 平成 18 年度予算概算要求の主要事項
- 資料 2-2 平成 18 年度税制改正要望の概要
- 資料 2-3 三位一体改革について
- 資料 3-1 最近の社会保障の見直しを巡る動向
- 資料 3-2 平成 15 年度社会保障給付費について
- 資料 3-3 医療提供体制の改革及び医療保険制度改革等の検討状況
- 資料 3-4 社会保険庁改革関係について

- 参考資料 1 「国庫補助負担金等に関する改革案 (地方六団体提案)」
- 参考資料 2 「中医協の在り方に関する有識者会議」報告書等
- 参考資料 3 「医療提供体制に関する意見中間まとめ」
- 参考資料 4 「今後の生活習慣病対策の推進について」
- 参考資料 5 「介護保険制度の改正内容」
- 参考資料 6 「児童虐待による死亡事例の検証結果等について」
- 参考資料 7 「社会保障審議会児童福祉文化財推薦作品」
- 参考資料 8 「保育所の状況 (平成 17 年 4 月 1 日) 等について」

医療観察法部会（仮称）の設置について

医療観察法部会（仮称）の設置について（案）

1. 部会の設置の趣旨及び審議事項

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号。以下「医療観察法」という。）第95条において、医療観察法の規定に基づく入院による医療を受けている者等は、その者の処遇の改善のために必要な措置を採ることを命ずることを厚生労働大臣に対し求めること（以下「処遇改善請求」という。）ができる旨規定されている。

この処遇改善請求が行われた場合、当該処遇改善請求に係る入院中の者の処遇が適当であるかどうかは社会保障審議会において審査を行うこととなっている（医療観察法第96条第2項）。

そこで、処遇改善請求が行われた場合に、当該処遇改善請求に係る入院中の者の処遇について審議いただくため、社会保障審議会に専門の部会を設置する。

○心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（抄）
（平成15年法律第110号）
（平成17年7月15日施行）

（処遇改善の請求）

第95条 第42条第1項第1号又は第61条第1項第1号の決定により指定入院医療機関に入院している者又はその保護者は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に対し、指定入院医療機関の管理者に対して当該入院している者の処遇の改善のために必要な措置を採ることを命ずることを求めることができる。

（処遇改善の請求による審査）

第96条 厚生労働大臣は、前条の規定による請求を受けたときは、当該請求の内容を社会保障審議会に通知し、当該請求に係る入院中の者について、その処遇が適当であるかどうかに関し審査を求めなければならない。

2 社会保障審議会は、前項の規定により審査を求められたときは、当該審査に係る入院中の者について、その処遇が適当であるかどうかに関し審査を行い、その結果を厚生労働大臣に通知しなければならない。

3～6 （略）

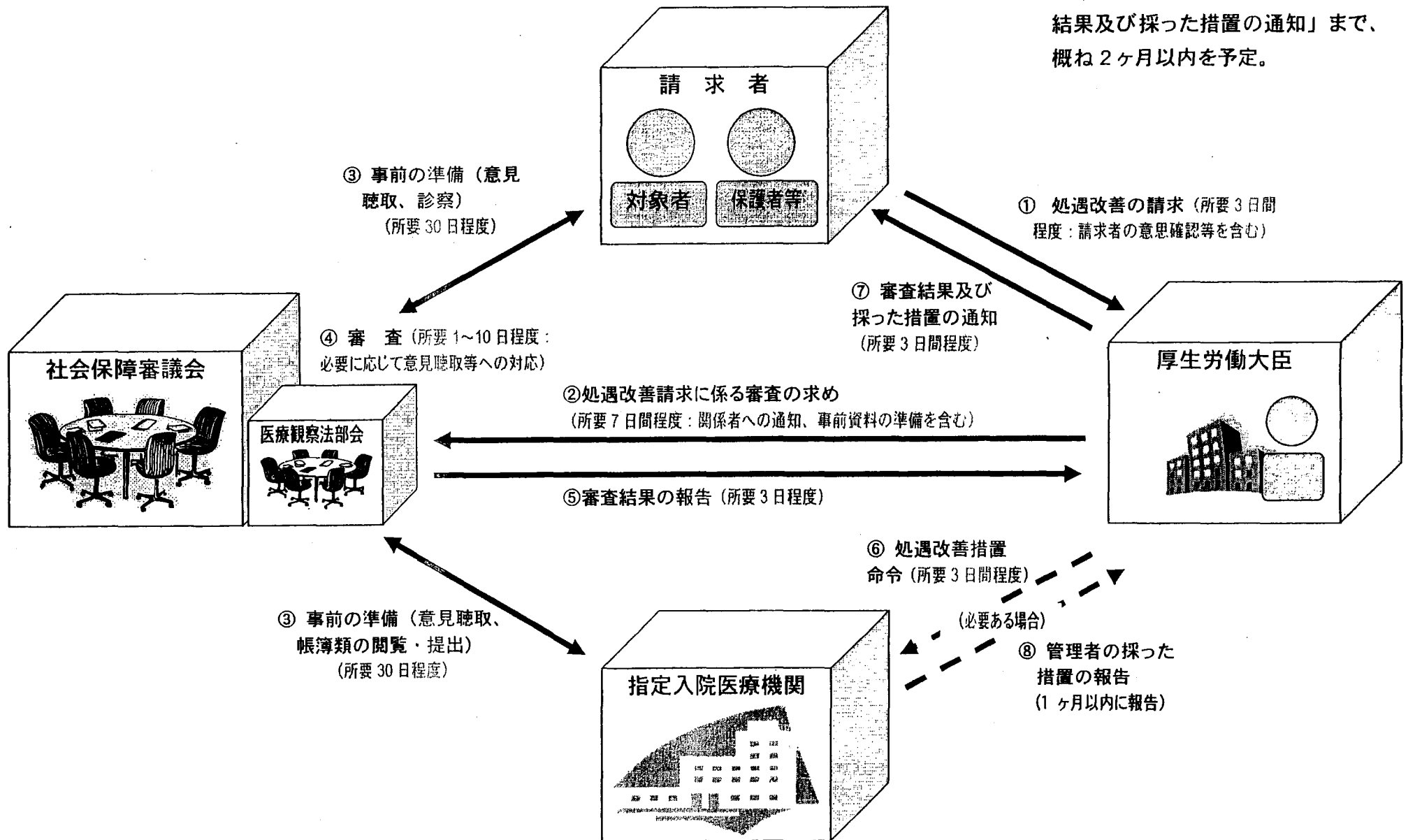
2. 当面のスケジュール

近く入院決定を受ける者が出るものと想定されることから、処遇改善請求が行われた場合に対応できるよう、早期に部会を設置して運営体制を整える必要がある。

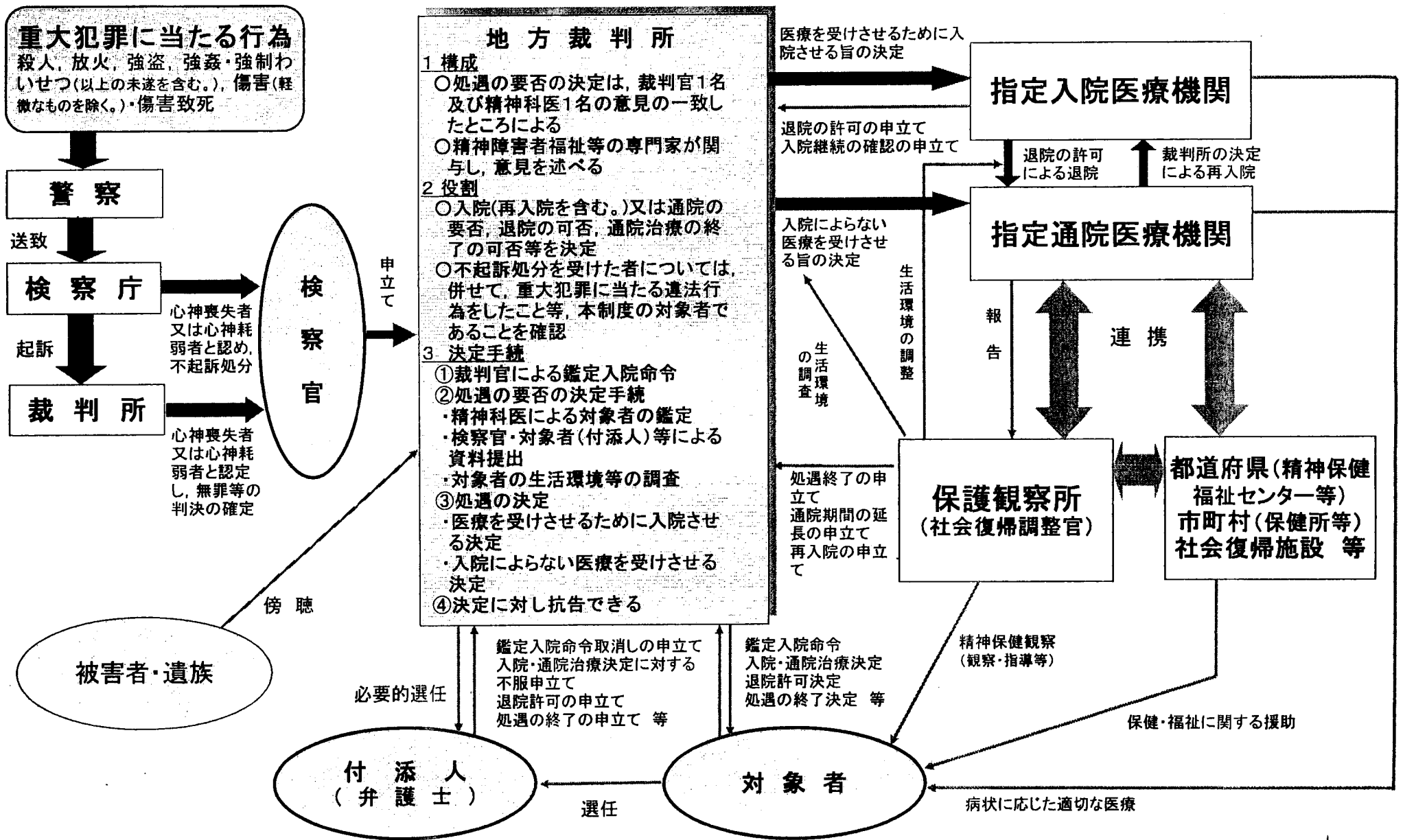
処遇改善請求があり次第、必要な手続を進め、当該処遇改善請求に係る入院中の者の処遇について議論を行う。

心神喪失者等医療観察法第9 5 条の処遇改善の請求の流れ

「①処遇改善の請求」から「⑦審査結果及び採った措置の通知」まで、概ね2ヶ月以内を予定。



心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の概要



社会保障審議会運営規則の改正

○ 社会保障審議会運営規則改正案 新旧対照条文
 社会保障審議会運営規則（平成十三年一月三十日社会保障審議会決定）（抄）

（傍線部分は改正部分）

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|--|
| <p>（分科会及び部会の議決）</p> <p>第四条 分科会及び部会の議決は、会長の同意を得て、審議会の議決とすることができる。ただし、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成十五年法律第百十号）第九十六条第一項の規定によりその権限を属させられた事項を処理する部会の議決については、会長の同意を要しない。</p> | <p>（分科会及び部会の議決）</p> <p>第四条 分科会及び部会の議決は、会長の同意を得て、審議会の議決とすることができる。</p> |

社会保障審議会運営規則改正案参照条文

○ 社会保障審議会運営規則（平成十三年一月三十日社会保障審議会決定）

（会議）

- 第一条 社会保障審議会（以下「審議会」という。）は、会長が召集する。
- 2 会長は、審議会を召集しようとするときは、あらかじめ、期日、場所及び議題を委員並びに議事に関する臨時委員及び専門委員に通知するものとする。
- 3 前項の議事に関する臨時委員の範囲は、会長の決するところによる。
- 4 会長は、議長として審議会の議事を整理する。

（審議会の部会の設置）

第二条 会長は、必要があると認めるときは、審議会に諮って部会（分科会に置かれる部会を除く。以下本条から第四条までにおいて同じ。）を設置することができる。

2 会長は、必要があると認めるときは、二以上の部会を合同して調査審議させることができる。

（諮問の付議）

第三条 会長は、厚生労働大臣又は関係各大臣の諮問を受けたときは、当該諮問を分科会又は部会に付議することができる。

（分科会及び部会の議決）

第四条 分科会及び部会の議決は、会長の同意を得て、審議会の議決とすることができる。

（会議の公開）

第五条 審議会の会議は公開とする。ただし、会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、会議を非公開とすることができる。

2 会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

（議事録）

第六条 議事録における議事は、次の事項を含め、議事録に記載するものとする。

- 一 会議の日時及び場所
- 二 出席した委員、臨時委員及び専門委員の氏名

三 議事となった事項

- 2 議事録は公開とする。ただし、会長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。
- 3 前項の規定により議事録の全部又は一部を非公開とする場合には、会長は、非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開するものとする。

(分科会の部会の設置等)

- 7 分科会 分科会長は、必要があると認めるときは、分科会に諮って部会を設置することができる。
- 2 分科会長は、第三条の規定による付議を受けたときは、当該付議を前項の部会に付議することができる。
- 3 第一項の部会の議決は、分科会長の同意を得て、分科会の議決とすることができる。
- 4 分科会長は、必要があると認めるときは、二以上の部会を合同して調査審議させることができる。

(委員会の設置)

第八条 分科会長又は部会長は、必要があると認めるときは、それぞれ分科会又は部会に諮って委員会を設置することができる。

(準用規定)

第九条 第一条、第五条及び第六条の規定は、分科会及び部会に準用する。この場合において、第一条、第五条及び第六条中「会長」とあるのは、分科会にあつては「分科会長」、部会にあつては「部会長」と、第一条中「委員」とあるのは、分科会にあつては「当該分科会に属する委員」、部会にあつては「当該部会に属する委員」と、「議事に関する臨時委員及び専門委員」とあるのは、分科会にあつては、「当該分科会に属する臨時委員及び専門委員」であつて議事に関する者」と、部会にあつては「当該部会に属する臨時委員及び専門委員」であつて議事に関する者」と読み替へるものとする。

(雑則)

第十条 この規則に定めるもののほか、審議会、分科会又は部会の運営に必要な事項は、それぞれ会長、分科会長又は部会長が定める。

○ 社会保障審議会令（平成十二年六月七日政令第二百八十二号）

(組織)

- 1 第一条 社会保障審議会（以下「審議会」という。）は、委員三十人以内で組織する。
- 2 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くことができる。

3 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

(委員等の任命)

第二条 委員及び臨時委員は、学識経験のある者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

2 専門委員は、当該専門の事項に関し学識経験のある者のうちから、厚生労働大臣が任命する。

(委員の任期等)

第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 臨時委員は、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、その者の任命に係る当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

5 委員、臨時委員及び専門委員は、非常勤とする。

(会長)

第四条 審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(分科会)

第五条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

| 名称 | 事務 |
|-------------|--|
| 統計分科会 | 統計の総合的企画、調査及び研究、統計の改善及び整備並びに統計の知識の普及及び指導に関する事項を調査審議すること。 |
| 医療分科会 | 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。 |
| 福祉文化分科会 | 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)及び社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二百二十五条の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。 |
| 介護給付費分科会 | 介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)及び介護保険法施行法(平成九年法律第二百二十四号)の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。 |
| 医療保険保険料率分科会 | 健康保険法(大正十一年法律第七十号)、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)及び健康保険法等の一部を改正する法律(昭和五十九年法律第七十七号)の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。 |
| 年金資金運用分科会 | 厚生年金保険法(昭和二十九年法律第十五号)及び国民年金法(昭和三十四年法律第四百一十一号)の規定によりその |

一の権限に属させられた事項を処理すること。

- 2 前項の表の上欄に掲げる分科会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、厚生労働大臣が指名する。
- 3 分科会に分科会長を置き、当該分科会に属する委員の互選により選任する。
- 4 分科会長は、当該分科会の事務を掌理する。
- 5 分科会長に事故があるときは、当該分科会に属する委員又は臨時委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 審議会は、その定めるところにより、分科会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(部会)

- 第六条 審議会及び分科会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
- 2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員は、会長（分科会に置かれる部会にあつては、分科会長）が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。
- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員又は臨時委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 審議会（分科会に置かれる部会にあつては、分科会。以下この項において同じ。）は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

(幹事)

- 第七条 審議会に、幹事を置く。
- 2 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、厚生労働大臣が任命する。
- 3 幹事は、審議会の所掌事務について、委員を補佐する。
- 4 幹事は、非常勤とする。

(議事)

- 第八条 審議会は、委員及び議事に関するある臨時委員の三分の一以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 2 審議会の議事は、委員及び議事に関するある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 3 前二項の規定は、分科会及び部会の議事に準用する。

(資料の提出等の要求)

第九条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第十条 審議会の庶務は、厚生労働省政策統括官において総括し、及び処理する。ただし、次の各号に掲げる分科会に係るものについては、それぞれ当該各号に定める課において処理する。

- 一 統計分科会 厚生労働省大臣官房統計情報部企画課
- 二 医療分科会 厚生労働省医政局総務課
- 三 福祉文化分科会 厚生労働省雇用均等・児童家庭局育成環境課
- 四 介護給付費分科会 厚生労働省老健局老人保健課
- 五 医療保険保険料率分科会 厚生労働省保険局総務課
- 六 年金資金運用分科会 厚生労働省年金局総務課

(雑則)

第十一条 この政令に定めるもののほか、議事の手続その他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。